

株式会社道の駅豊北マスコットキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、株式会社道の駅豊北（以下「会社」という。）が、道の駅「北浦街道豊北」（以下「道の駅豊北」という。）への集客を図るために定めたマスコットキャラクターの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、マスコットキャラクターとは、会社が定めた別表に掲げるマスコットキャラクターのことをいい、名称は「ほっくん」とする。

(使用の申請)

第3条 マスコットキャラクター「ほっくん」（以下「ほっくん」という。）を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ道の駅豊北マスコットキャラクター「ほっくん」使用／変更／承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、会社代表取締役（以下「社長」という。）に提出し、承認を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (2) その他社長が適当と認めるとき。

(使用の承認)

第4条 社長は、前条の申請書を受理した場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、「ほっくん」の使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (3) 特定の個人、団体、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 道の駅豊北の品位を損ない、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 「ほっくん」のイメージを損ない、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (7) 第7条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しないおそれがあると認められるとき。
- (8) その他社長が使用について不適當であると認めるとき。

2 社長は、前項の規定により使用を承認したときは、道の駅豊北マスコットキャラクター「ほっくん」使用／変更／承認通知書（第2号様式）を申請者に通知するものとし、使用を承認しないときは道の駅豊北マスコットキャラクター「ほっくん」使用／変更／不承認通知書（第3号様式）を申請者に通知するものとする。

3 社長は、使用承認に際し、必要な条件を付することができるものとする。

(使用料)

第5条 「ほっくん」の使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第6条 デザインの使用承認期間は、承認日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。ただし、更新は妨げないものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザインを使用する場合は、承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、道の駅豊北社長が指示する使用条件に従うとともに、定められた色、形状等を正しく使用し、キャラクターの名称及び説明等を記載すること。
- (2) 使用者は、この使用承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 商品等は、完成後、速やかに道の駅豊北社長に提出すること。ただし、商品等の提出が困難である場合は、その形状の分かる写真の提出をもって、代えることができるものとする。

(使用承認の取消し)

第8条 社長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じても、社長はその責め

を負わない。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 虚位その他不正な手段により承認を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、社長が使用を不相当と認めたとき。

2 社長は、前項の規定により承認を取り消したときは、道の駅豊北マスコットキャラクター「ほっくん」使用承認取消通知書(第4号様式)を使用者へ通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、当該承認に係る物件を使用してはならない。

4 社長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(責任の制限)

第9条 使用者が「ほっくん」の使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、社長は、損害賠償、損失補填その他法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については社長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。